

情報通信政策研究所 公募型共同研究規程

1 趣旨

本規程は、情報通信政策研究所（以下「研究所」という。）の研究官（調査研究部の職員であって調査研究業務に従事する者をいう。以下同じ。）と所外の者（以下「共同研究者」という。）が共同して行う研究を公募する場合の手続き等を定めることにより、専門的知見の導入を促進し、もって研究の活性化及び研究水準の向上を図ることを目的とする。

2 公募方法

研究所は、ホームページによる周知その他の方法により、共同研究者を募集する。

3 公募内容

情報通信政策をテーマに、研究内容について、応募者が提案を行うこととする。
なお、研究所は、特に提案を希望するテーマを提示することがある。

4 応募資格

本公募に応募できる者は、大学その他の研究機関等に専任の職を持つ者とする。
なお、応募は、代表者を定めて、複数の者と共同して行うこともできる。ただし、共同して応募する者の過半数が、本項前段の応募資格を満たしていなければならない。

5 応募方法

共同研究に応募する者（複数の者が、共同して応募する場合にあっては、その代表者）は、以下の書類を研究所が定める期限までに、研究所宛に1部郵送するものとする。また、併せて当該書類の電子ファイルを電子メールで送信するものとする。

- ① 応募申請書及び代表者の略歴書
- ② 所属機関の部局長の承諾書（代表者に限る）（様式1）
- ③ 研究チームの一覧（共同して応募する者がいない場合は、不要）（様式2）
- ④ 応募する者の研究業績一覧（様式3）
- ⑤ 研究提案書（様式4）
- ⑥ その他研究所が必要と認める書類

6 審査

採否は、研究所調査研究部において審査し、これを決定する。審査結果については、審査終了後、遅滞なく、申請者宛に通知する。

なお、審査の過程において、研究所は、申請者に対して面接を実施することができる。この場合において、面接に係る旅費は、各応募者の自己負担とする。

7 共同研究に関する契約

審査の結果、共同研究者として選定された応募者は、研究所と協議の上、研究所と共同研究に関する契約を締結する。

契約には、以下の事項を定めることとする。

- ① 共同研究の課題
- ② 共同研究の内容
- ③ 共同研究の実施期間
- ④ 研究官と共同研究者の役割分担
- ⑤ 研究に要する費用及びその分担
- ⑥ 共同研究者が複数の場合、全員の所属及び氏名
- ⑦ 研究の中止に関する事項
- ⑧ 情報及び成果物の取り扱いに係る事項
- ⑨ その他共同研究を行うために必要な事項

8 経費等

共同研究に必要となる書籍の購入、データの収集、報告書等の製本等は、原則として研究所の負担において行う。ただし、共同研究者に対し、報酬は支払われない。

9 共同研究者の責務等

(1) 情報の取り扱いについて

共同研究者又は共同研究者であった者は、研究上知り得た未公表データ等を共同研究の目的以外の目的に使用・提供してはならない。ただし、研究所の承認を受けたときは、この限りでない。

(2) 成果物の取り扱いについて

本共同研究の成果物は、原則として、「情報通信政策レビュー」などの学会誌への投稿、学会への発表等を成果の普及を行うこととする。